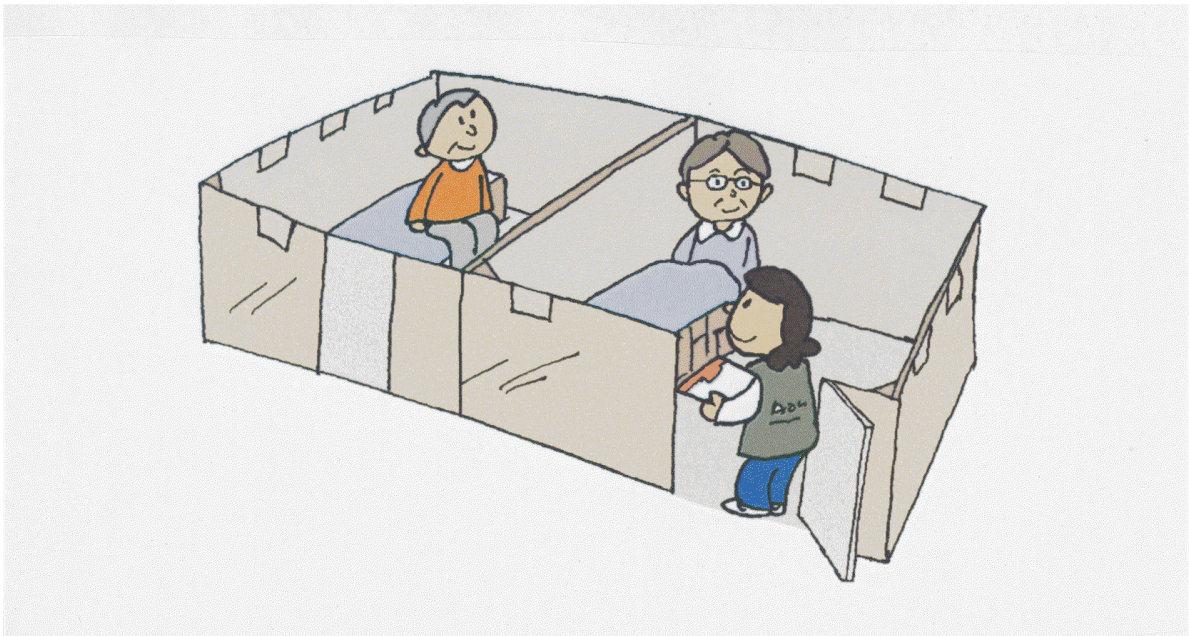


(2020 年 11 月版)

(作成例)

避難所運営マニュアル

(〇〇小学校ブロック)



2020 年〇月

目次

◆ 避難所運営マニュアルとは	P 1
◆ 避難所運営基本原則	P 2
◆ 避難所運営委員会とは	P 3
◆ 避難所開設	P 4
◆ 避難所の運営	P 6
◆ 避難所運営委員会について	P 7
◆ 総務班	P 9
◆ 情報広報班	P 13
◆ 救護班	P 15
◆ 食料物資班	P 17
◆ 環境衛生班	P 19
◆ 避難者・要援護者への対応	P 22
◆ 負傷者への対応	P 24
◆ ○○地域避難所運営委員会規約等	P 25

避難所運営マニュアルとは

避難所運営マニュアルとは、災害が発生または発生するおそれがある場合に設置された避難所を運営するためのマニュアルです。

避難所は、市職員・施設管理者（学校関係者）、そして避難者を含めた地域住民が運営スタッフになります。

このため、〇〇自治会・〇〇町内会（〇〇小学校ブロック所属の自主防災組織）全員が事前に理解しておく必要があります。

避難所で生活する際は、多くの方が一緒になります。そのため、必要なルール等をあらかじめ決めておき、円滑な避難所運営を行うためのマニュアルを作成することが必要です。

避難所運営基本原則

- 1 避難所の生活を安定させ、運営等を円滑に行うため、避難所運営委員会を中心に、助け合いや協働が不可欠です。
- 2 避難者への最低限の生活支援は公平に行います。
- 3 避難所では避難者による自主運営を中心に生活の自立を原則とします。
- 4 住民が主体となった避難所運営組織においても、一部の住民に負担が偏らないように配慮するとともに、要配慮者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児・児童等）、女性、外国人など、多様な立場の意見を避難所運営に反映させます。
- 5 避難所では、プライバシー保護に努め、感染防止対応が必要な場合は、特別な措置を講じます。

避難所運営委員会の役割

「〇〇小学校ブロック避難所運営委員会」は近隣の自主防災組織（A・B・C・D・E（組織名））及び避難者、鎌倉市職員・〇〇小学校の施設管理者等により組織し、避難所の運営を行います。地震等の災害が起きたとき、避難所の運営は本運営委員会が中心となり、地域と協力して被害の軽減に努めます。

避難所開設

◎ 避難所開設の概要

災害発生時における避難所は、原則として災害対策本部長(市長)の指示により開設します。ただし、市内で震度5強以上の地震が発生したときは自動開設します。

◎ 避難所の開設

○ 避難所の開設体制

避難所として開設する場合は、市職員が参集して対応します。

鍵の保管は、市総合防災課と避難所配置職員(責任者・補助者)が管理しており、避難所の開設は、施設管理者と市職員が協力して行います。

○ 開設時の行動

1 開錠

鍵保管者が避難所の開錠を行います。

2 施設の点検及び安全確認

施設管理者と避難所配置職員は、避難所となる学校施設の安全確認を「様式1」の避難所点検チェック

クリストを使用して行います。

避難者は施設の安全が確認されるまで、校庭などの安全な場所に、自主防災組織等の単位でまとまって待機するようにします。

建物の壁や柱にひび割れがあるなど、一見して避難所として使用できないことが明らかな場合、避難者を近隣の避難所などへ誘導します。

3 施設の点検が終了し安全が確認できた後に、避難所を開設し、避難者を受け入れます。

4 避難所配置職員は、避難所開設後に市災害対策本部に対し、「様式2」避難所状況報告書を用いて避難所開設を報告します。

※ 施設管理者

避難所が開設された学校の学校長とします。

※ 避難所配置職員

市内及び隣接市で震度5強が観測された場合に、あらかじめ指定された避難所へ自動参集するよう指名されている市職員

避難所の運営

◎ 避難所の運営主体と組織

自主防災組織が中心となり、避難所配置職員や施設管理者（学校）と避難者が協力して、避難所の運営にあたります。

(1) 現地本部の設置

現地本部は、避難所運営委員会が運営します。また、避難所運営委員会は、自主防災組織、避難者、市職員、施設管理者により組織します。（避難所運営委員会組織編成表 様式 3 参照）

(2) 班の設置

避難所運営委員会は、総務班、情報広報班、救護班、食料物資班、環境衛生班で構成します。（避難所運営班編成表 様式 4 参照）

各班の編成にあたり、避難者の中に専門的な知識や技術を持つ方がいる場合、その方の協力を得ながら組織を編成します。

避難所運営委員会について

◎ 運営委員会について

- 1 避難所運営委員会の班編成は、総務班、情報広報班、救護班、食料物資班、環境衛生班（ペット担当含）とします。必要に応じ、感染症対策として総務班の中に受付・誘導担当などを設けます。
- 2 避難者は、要援護者・疾病を持つ者などを除き、何れかの班に所属し協力して運営します。班編成は、避難所運営委員会規約に基づいて作成します。
- 3 自主防災組織、避難者代表、市職員、施設管理者等は各班を統括します。各班は、それぞれ、主務者を選出します。主務者は必要に応じローテーションさせます。
- 4 各班の主務者は、毎日定時に打ち合わせを行い、情報伝達・避難所運営に関する事項の調整を行います。
- 5 主務者以外の班員は、必要に応じて、主務者をサポートします。

◎ 運営委員会の主な役割

- ・ 災害対策本部との連絡調整
- ・ 避難所生活における基本的なルール作りの支援（食事、清掃、トイレ、ごみ等）
- ・ 避難者、避難世帯、食料数など災害対策本部への報告（定時連絡）
- ・ 必要物資に関する災害対策本部への連絡
- ・ 物資食料の受け取り、管理、配布
- ・ 避難者への情報伝達
- ・ トラブルの防止と対応
- ・ 呼び出し、問合せへの対応
- ・ 避難所におけるペット飼い主への対応
- ・ 感染防止対応が必要な場合の措置
- ・ その他、庶務全般

各班の活動内容

総務班

1 使用可能場所等の把握

施設管理者に確認しながら、使用可能場所、使用禁止場所の把握を行います。使用は体育館からとし、必要に応じて校舎教室も使用します。使用禁止部分は、職員室・保健室・校長室などです。

2 避難所のレイアウトの設定

被害状況に見合った避難所のレイアウトを早期に設定し、円滑な避難所運営に努めます。感染症対策として可能なレイアウトを検討します。（別紙参照）

パーテーションの設置などプライバシーの保護に努めます。また、テントを活用し避難所内に更衣室や授乳室を設け、ペット避難場所などを配置します。

3 防災資機材や備蓄品の確保

救出、救護に必要な資機材を点検し、操作方法等について確認します。

4 避難所内の整理・整頓・清掃のルール化

整理・整頓・清掃をルール化し周知し、秩序の維持に努めます。

汚物の処理方法や断水に伴う建物内のトイレ使用禁止などトイレの利用に関するルールを定めます。ごみは、事前に集積場所を指定し、可燃物、不燃物、生ごみなどに分別し集積します。また、必要に応じ避難者の中から保安要員を選出し、避難所内のパトロールを行います。

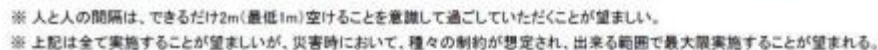
5 授業の早期再開

学校本来の教育活動の役割に配慮し、早期の授業再開に協力します。

◎ 感染症対策時の総務班の対応事項

避難者に対し、受付時に「健康状態チェックシート」（様式5－2参照）への記載を求め、体調不良者は専用スペース（下記参照）へ誘導します。

- 体育館のような広い空間において、健康な者が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

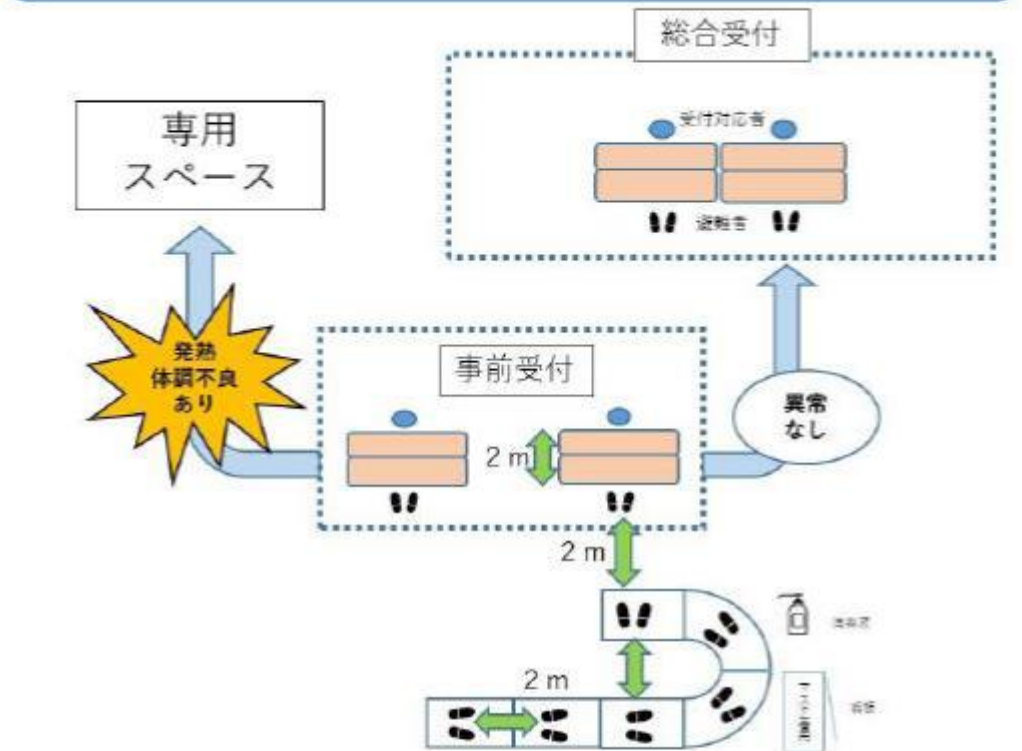


R2. 5. 20
第1版

- ※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気も考慮しつつ、より高いものが望ましい。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

事前受付のレイアウト（例）



事前受付で行うこと

【発熱や体調の確認（問診）】

- ☐ 体温計による体温の確認
- ☐ 息苦しさがあるか
- ☐ 味覚・嗅覚障害があるか（味や匂いを感じられない）
- ☐ 咳やたんがひどくなっているか
- ☐ 全身倦怠感があるか（起きているのがつらくないか）
- ☐ 嘔吐や吐き気が続いているか
- ☐ 下痢が続いているか（1日3回以上の下痢）

【発熱や体調不良がない場合】

- 総合受付の場所を示し誘導

【発熱や体調不良がある場合】

- ☐専用スペースの場所を示し誘導
- ☐災害対策本部と連携し、速やかに医療機関へ

※ 「岐阜県避難所運営ガイドライン（新型コロナウイルス感染症対策編）」（岐阜県、2020.5）より引用

情報広報班

1 地域の被害状況や安否情報の把握

各自治、町内会ごとに避難してきた住民に避難者カード（様式5）の記入をお願いし、避難者の状況把握を行います。（退所時にも記入）

各自治会、町内会などの自主防災組織及び避難者から地域の被害状況を収集します。

感染症発生時は、「健康状態チェックシート」から避難者の体調不良者の把握を行います。

2 避難生活に必要な情報の提供

各班や学校、災害対策本部室等関係機関と連携を取り、情報の一元化を図ります。

避難者に対し、掲示板などにより情報を提供します。掲示板に掲載する情報は、小さな子どもや日本語の理解が十分ではない外国人でも内容が把握しやすいよう、平易な言葉や字を使うよう配慮します。

3 地域の状況に応じた広報の実施

各自治会、町内会などの自主防災組織と連携を取りながら、適切な避難誘導活動を行います。市災害対策本部、報道機関、他の避難所、避難者等から情報を収集し、被害情報や復旧情報等を把握し

て情報の伝達を行います。

4 主な情報項目

- ・ 市からのお知らせ
- ・ 安否情報
- ・ ライフライン
- ・ 交通情報
- ・ 罹災証明・給付金などに関する情報
- ・ 復興情報
- ・ 災害の全体にかかる情報
- ・ 救護所、医療機関の開設情報
- ・ 給水車の巡回状況
- ・ 各種相談窓口に関する情報
- ・ 感染症防止対策

救護班

- ・ 子ども、妊産婦、病気の人、体の不自由な人、体調不良者、介護が必要なお年寄りなどの要配慮者を支援するため、ニーズの把握や各種支援を検討します。
- ・ 総務班と協力して要配慮者の状況を把握し、傷病者については傷病者リスト（様式 16）に記載します。要配慮者の把握は、避難者カードや要配慮者確認票（様式 10）により行いますが、入所時に届け出ていない可能性もあるので、周囲からの情報や総務班と連携し、配慮が必要な人を把握します。
- ・ 傷病者に対しては応急手当を行うとともに、必要に応じて最寄りの救護所または医療機関へ搬送します。
- ・ 障がいの程度等により、避難所での生活が困難な方については、福祉避難所への移送を要請します。
- ・ 災害時には医療機関も被災し、診療が行えないことが考えられます。救護班が中心となり、体調不良を訴える避難者へのケアや、その他救護に関わる

対応を行います。また、こころの不調も誰にでも起こりうる問題と捉え、積極的に保健師等に相談するよう伝えます。

なお、可能な限り、専門的な技術・知識を持つ人が主体となり実施し、地域で対応の補助を行います。

食料物資班

1 物資の管理、配布

- 備蓄倉庫の物資、災害対策本部から搬送された物資などの管理、配布を避難所物資受入れ簿（様式9）により行います。
- 救援物資の受け渡しには、相当数の人員確保が必要になるため避難者やボランティアの協力を得たうえで、公平性に最大限配慮して行います。

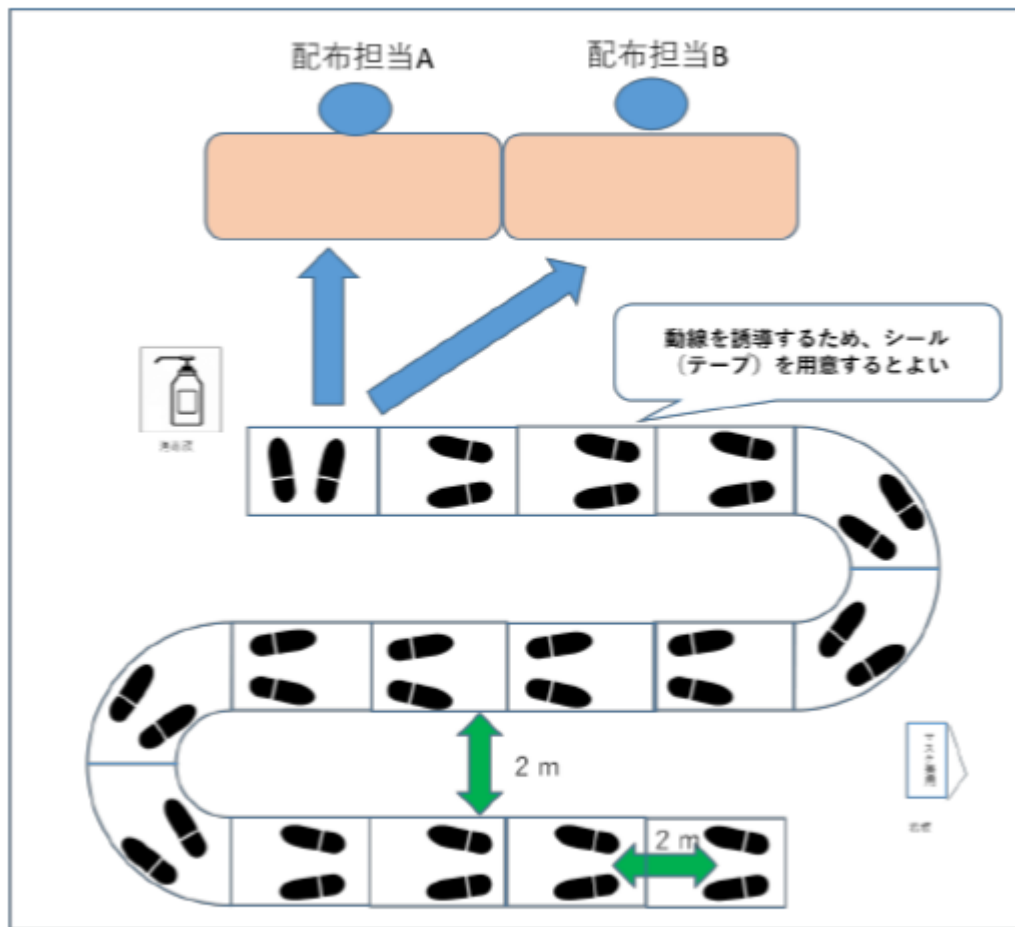
2 不足物資等の把握と要請

過不足が発生しないよう、不足物資等の内容、数量を取りまとめ、市職員と協議した後、その内容を現地本部に報告し「様式8」物資依頼票で市災害対策本部に要請します。

3 生活用水の確保

- 飲料水を安定的に供給ができるようになったら、トイレ・手洗い・洗顔・洗髪・洗濯等の生活用水の確保に努めます。
- プールがある場合は、生活用水として有効に活用します。

物品支給のレイアウト（例）



配布担当が行うこと

- ☐ 手渡しを避けて配給（机に置き、受け取ってもらう等の工夫）
- ☐ 配給前後に机などを消毒
- ☐ マスク、手袋、エプロン等の着用
- ☐ エリア毎に案内を行うなど工夫し、密集することを緩和

※ 「岐阜県避難所運営ガイドライン（新型コロナウイルス感染症対策編）」
（岐阜県、2020.5）より引用

環境衛生班

1 生活衛生環境の管理

食料の衛生管理について、食器は使い捨て、食べ残しはその日のうちに捨てます。ごみ収集の管理及びごみの分別処理を行います。

避難所の整理・整頓を推進します。生活用水（トイレ・風呂等）を確保します。

2 感染症予防

流水による手洗いを励行します。避難所出入口、トイレ前や手洗い場等に消毒液を配置し、うがいや手洗いの励行を周知します。

3 トイレの使用について

注意事項を貼り出し、避難者へ周知します。トイレの清掃、手洗い消毒液の交換などの衛生管理は、避難者間で当番を決め行います。

施設のトイレの使用可否について確認ができるまで、携帯トイレや簡易トイレ等を使用します。

避難所のトイレとして利用できる場所は、施設管理者と協議の上、使える部分を明確にします。

4 ごみに関する対応

施設管理者と協議し、集積場所を決め避難者に周知します。可燃ごみ・不燃ごみ等を分別します。

5 避難所内のペット対策（盲導犬、介助犬等は除く）

避難所でのペットの管理は、飼い主にあることを指導・徹底します。

基本的にペットは教室内に入れません。介助犬等を教室内に入れる場合は生活場所を別に設けます。

ペットを連れてきた避難者は避難所ペット等登録台帳（様式7）に記入し届け出ます。

6 感染症対応

インフルエンザ・コロナ感染疑いの避難者は、一般避難者と分けて配置し、トイレ・ゴミ等の施設を別にします。（全体レイアウト参照）

共用場所の掃除のポイント

不特定多数の人が触る場所は、1 時間に 1 回程度を目安に、次亜塩素酸で拭き掃除をしましょう。

トイレの清掃・除菌すべき箇所



人の手がよく触れる箇所



※ 「新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック」 (JVOD 避難生活改善に関する専門委員会、2020.5) より引用

避難者・要援護者への対応

◎ 避難者対応の原則

- ・ 男女のニーズの違いに十分配慮します。
- ・ プライバシーの保護に努めます。
- ・ 多くのスペースに分散させないなど、施設の有効利用に努めます。（但し、感染症防止対応が必要な場合は、密状態の回避や感染症対応スペース確保の必要性があるため施設管理者等と調整します。
- ・ 収容予定人数を超過した場合は、災害対策本部と協議し、他の避難所へ誘導します。
- ・ 可能な限り、地震発生後ただちに避難所周辺の安全を確認するとともに危険個所にはロープを張るなど措置を行うほか、状況に応じて誘導員を配置し、避難難者の安全に努めます。

夜間においては、照明器具等を携行するなどして事故防止を図ります。

◎ 要援護者の対応

- ・ 高齢者、病弱者、障がい者、乳幼児を抱えた世帯などの要援護者には、可能な限り専門の部屋を確保し受け入れます。
- ・ 車椅子使用者、視覚障がい者などには、可能な限

り生活に必要な設備が配置された場所を確保し、受け入れます。

- ・ 世帯で介護できない高齢者・障がい者は、災害対策本部と調整を行ったうえ、福祉避難所や二次的避難所（社会福祉施設）に収容するよう調整します。

負傷者への対応

1 救護所が設置されている避難所

救護所スタッフに連絡し、対応を委ねます。(原則として救護所スタッフが傷病者の対応にあたります。)

2 救護所が設置されていない避難所

一時的な救護スペースをあらかじめ確保しておきます。軽傷の場合は、備蓄倉庫にある薬品等を使用し、処置を行います。傷病の程度が軽度ではなく対応が困難と思われる場合、明らかに重症・重病人で緊急対応の必要がある場合は、救急車を要請するとともに、避難所運営本部に連絡します。

〇〇地域避難所運営委員会規約

（目的及び設置）

第1条 〇〇学校周辺において地震等の大規模な災害により甚大な被害が発生したとき、避難住民の安全確保を図るため地域住民と行政機関が一体となり総合的な避難所の運営管理体制を確立するため、〇〇地域避難所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

（構成）

第2条 運営委員会は、各自治会・町内会（以下「自治会等」という。）から選出された委員並びに鎌倉市役所、〇〇〇学校等の関係者をもって構成する。

（事務局）

第3条 運営委員会の事務局を〇〇自治会（町内会等）事務所に置く。

（運営活動）

第4条 運営委員会は、地震等の災害時における避難所の円滑な運営と平時における地域住民への啓発等を図るため、次の事項について協議し活動する。

- (1) 運営委員会の運営に関する事
- (2) 避難所の施設・備蓄品の維持管理に関する事
- (3) 避難所に必要な資機材・備蓄品の維持管理に関する事
- (4) 避難誘導体制の確立に関する事
- (5) 情報交換・連絡体制の確立に関する事
- (6) 地域連携体制の確立に関する事
- (7) 訓練の実施に関する事
- (8) その他必要な事項

（防災計画）

第5条 前条に係る細部事項について別途計画を定める。

（活動班）

第6条 運営委員会には、次の活動班を設ける。

- (1) 総務班
資機材や備蓄品（庫）の管理、し尿・廃棄物処理、感染症対策その他避難所の管理に関する事
- (2) 情報広報班
避難誘導、混乱防止、安否確認、ボランティアの統括及び災害時の地域住民への広報活動に関する事
- (3) 救護班
応急救護所の設置及び救護、防疫対策に関する事
- (4) 環境衛生班
感染症の予防、生活環境の管理に関する事
- (5) 食料物資班
食料物資の確保及び配布に関する事

(役員の種類・定数及び任期)

第7条 運営委員会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 総務班長 1名
- (5) 情報広報班長 1名
- (6) 救護班長 1名
- (7) 環境衛生班長 1名
- (8) 食料物資班長 1名

2 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

(役員の選出)

第8条 役員の選出は委員の互選による。

(役員の職務)

第9条 会長は、運営委員会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときはその職務を代行する。

3 事務局長は事務局を統括し、運営委員会の庶務・会計及び住民への広報・啓発活動等その他必要な事項を行う。

4 各活動班長は班を統括する。

(会議)

第10条 運営委員会の会議は、運営活動事項等の協議を行うため、会長が必要と認めたときに開催し、会長がその議長となる。

(訓練の実施)

第11条 運営委員会は、地域住民の防災啓発及び運営委員会の組織運営を円滑に行えるよう必要に応じて次の訓練を行う。

(1) 総合訓練

大規模地震を想定して避難所の機能確保及び運営委員会の組織機能が確保できるよう実施する訓練

(2) 活動班訓練

活動班の組織機能が確保できるよう実施する訓練

(3) 地区訓練

自治会等の自主防災組織が確保できるよう実施する訓練

(経費)

第12条 運営委員会の会議・運営に係る費用は別途定める。

(疑義)

第13条 この規約に定められていない事項又は疑義が生じたときは、その都度運営委員会で協議して決定するものとする。

附則

この規約は令和 年（ 年） 月 日から施行する。

避難所の運営組織

避難所運営委員会組織図（例）

